（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2・3　（略）

4　東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる

一・二　（略）

5～11　（略）

12　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

13　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

14　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

二～四　（略）

15～20　（略）

21　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、新千歳空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

22～27　（略）

（施設運用管理官及び空港施設保全対策官）

第五十七条　施設部に、施設運用管理官及び空港施設保全対策官一人を置く。

2　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　建築施設に関する工事及び保守に関すること。

四　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

3　（略）

4　施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を先任施設運用管理官とする。

5　（略）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2・3　（略）

4　新千歳空港事務所、東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる

一・二　（略）

5～11　（略）

12　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

13　仙台空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

14　航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

15～20　（略）

21　仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

22～27　（略）

（空港施設保全対策官及び施設運用管理官）

第五十七条　施設部に、施設運用管理官及び空港施設保全対策官一人（那覇空港事務所に限る。）を置く。

2　施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　建築施設に関する工事及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

四　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

3　（略）

4　施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者三人（那覇空港事務所にあっては、四人）を先任施設運用管理官とする。

5　（略）